

# 市の発展に貢献された方々を表彰

市では、10月1日(木)、アミューホールで清瀬市表彰条例に基づき「市民表彰」及び「自治功労彰」「技能功労彰」の表彰を行います。  
 今年表彰を受ける方は、市民表彰 20人・1団体、自治功労彰 2人、技能功労彰 9人で次の方々です。(敬称略・順不同)。  
 なお、市報 10月15日号で、集合写真とともに表彰を受けた方々を改めてご紹介する予定です。

## ■市民表彰



- 眞田美那子** 松山二丁目  
清瀬市明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に貢献。  
**水上悦久** 中清戸三丁目  
金子充良 下宿一丁目  
以上、清瀬市消防団員として市民の生命と暮らしの保全に貢献。  
**竹中日子子** 中里三丁目  
室岡由美 中清戸四丁目  
以上、清瀬防災女性の会会員として市民の防災行動力向上に貢献。  
**鈴木格** 元町二丁目  
**山口宏** 松山三丁目  
以上、清瀬消防ボランティアとして市民の防災行動力向上に貢献。  
**村川浩一** 品川区東大井三丁目  
清瀬市高齢者保健福祉計画策定委員会などの委員長として地域福祉の推進に貢献。  
**増田時次郎** 下宿二丁目  
保護司として更生保護活動に貢献。  
**新井長司** 中里三丁目  
**杉田利次** 松山一丁目  
以上、清瀬市交通安全協会役員として交通安全思想の普及に貢献。  
**関口正敏** 松山二丁目  
清瀬市自然保護レンジャーとして自然環境の保護に貢献。  
**麻生サエ子** 下宿一丁目  
**尾崎彰一郎** 松山一丁目  
**金子孝子** 中里六丁目  
**田口光子** 中清戸四丁目

- 水口フミ** 中清戸四丁目  
**守谷千佳子** 中里二丁目  
以上、清瀬市廃棄物減量等推進員としてごみ減量推進に貢献。  
**ニッセイロールペーパー株式会社** 旭が丘一丁目  
中学校の教材のための寄付。  
**関根靖弘** 渋谷区代々木二丁目  
清瀬市オンブズパーソン・公益通報相談員として市の公益に貢献。  
**酒井美加子** 松山二丁目  
アイレックまつり実行委員などとして男女共同参画の推進に貢献。

## ■自治功労彰

- 深沢まさ子** 野塩一丁目  
清瀬市議会議員として市政に貢献。  
**松村俊夫** 中里二丁目  
清瀬市農業委員会会長として地域農業の活性化に貢献。

## ■技能功労彰

- 青木繁之(調理師)** 野塩二丁目  
**川村忠雄(理容師)** 松山一丁目  
**高巢稔(理容師)** 竹丘一丁目  
**舟生輝行(電気工事士)** 野塩一丁目  
**内田光美(大工・建築士)** 松山二丁目  
**土屋昭雄(農業従事者)** 下清戸一丁目  
**小寺壽雄(農業従事者)** 下清戸三丁目  
**齊藤ミヤ子(美容師)** 中清戸五丁目  
**美納孝一(タイル職人)** 中里二丁目  
**問合せ** 秘書広報課秘書係 ☎ 497・1807

## 「新庁舎建設基本計画(案)」に関わるパブリックコメントの募集・市民説明会の開催

### ◆パブリックコメント

新庁舎建設に向け、基本設計の前提となる建築条件を基本計画として取りまとめることを目的に、清瀬市新庁舎建設基本計画策定委員会を設置し、約1年間に亘る審議の結果を昨年11月に市長へ答申しました。

今回、この答申内容を踏まえ、計画を実現するために必要となる事業費に対する財源計画などを検討の上、市としての新庁舎建設基本計画(案)を取りまとめました。この「新庁舎建設基本計画(案)」への、皆さんご意見を集めます。

### ◆市民説明会

個人・法人・その他の団体、この事業について直接的に利害関係が生じると認められる方を対象に、10月1日(木)から行政資料コーナー(市役所本庁舎3階)、中央・駅前図書館、生涯学習センター、各地域市民センターなどの市内各公共施設、市ホームページで閲覧できます。

意見の提出方法 10月1日から31日(必着)までに住所・氏名・対象事案名・意見を記入し、直接または郵送、ファクス、市ホームページ内にある専用フォームで、新庁舎建設室 ☎ 497・1805へ

対象 市内在住・在勤・在学または市内に事業所を有する

問合せ 新庁舎建設室 ☎ 497・1805

## 10月から下水道使用料の一部が変わります

市内にある公共下水道施設(污水管やマンホールなど)は、その大半が整備されてから40年近くが経過しており、老朽化が進んでいます。これらの老朽化した施設を維持していくためには改築や更新工事をしていく必要があり、多額の費用がかかります。

本来、下水道施設の維持管理や工事にかかる費用は、皆さんからいただいた下水道使用料で賄う必要があります。しかし、近年の少子高齢化などで下水道使用料収入は年々減少している状況にあります。

そこで、10月1日(木)から下水道使用料の「基本料金」の区分を見直し、現行の10立方メートルから8立方メートルに変更することとしました。公共下水道の利用者の方々にはご負担をおかけしますが、引き続き良好な下水道を維持し、安全で快適な生活を確保していくためにも、ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ 下水道課庶務係 ☎ 497・2531

### 現行と変更後の下水道料金表(1か月分)

区分	現行料金表		新料金表	
	汚水排出量	使用料	汚水排出量	使用料
基本料金	10立方メートル以下	484円	8立方メートル以下	484円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下	105円/立方メートル	8立方メートルを超え20立方メートル以下	105円/立方メートル
	20立方メートルを超え50立方メートル以下	149円/立方メートル	20立方メートルを超え50立方メートル以下	149円/立方メートル
	50立方メートルを超え100立方メートル以下	187円/立方メートル	50立方メートルを超え100立方メートル以下	187円/立方メートル
	100立方メートルを超え200立方メートル以下	220円/立方メートル	100立方メートルを超え200立方メートル以下	220円/立方メートル
	200立方メートルを超え500立方メートル以下	275円/立方メートル	200立方メートルを超え500立方メートル以下	275円/立方メートル
	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下	319円/立方メートル	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下	319円/立方メートル
従量料金	1,000立方メートルを超え	363円/立方メートル	1,000立方メートルを超え	363円/立方メートル

※料金額は基本料金と従量料金に消費税相当額を加算してください。

### 1か月あたりの汚水排出量

- 8立方メートル以下の世帯・事業者  
＝現行通りの料金から変更はありません。
- 9立方メートルの世帯・事業者  
＝1か月あたり105円(税抜き)を加算されます。
- 10立方メートル以上の世帯・事業者  
＝1か月あたり210円(税抜き)を加算されます。

※下水道使用料の減免を受けている世帯の方々も基本料金の区分が8立方メートルとなるため、1か月あたりの汚水排出量が9立方メートル以上の場合には、上記の料金が加算されます。  
 ※料金額の計算方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 全国一斉に国勢調査を実施しています

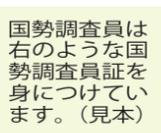
国勢調査は、統計法という法律に基づいて、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。



インターネットで回答されなかった世帯には、9月26日から調査員が調査票の配布に伺っています。郵送または調査員に直接ご提出ください。一 国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください

国勢調査を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで速やかに下記にお知らせください。

※調査員は身分を証明する「国勢調査員証」を携帯し、「腕章」を着用しています。  
 問合せ 文書法制課統計係 ☎ 497・2032



**「赤ちゃんのチカラプロジェクト事業」**  
**0歳児親子ゲスト募集**  
 小学生が学ぶ授業に子どもと一緒に参加して、小学生たちと触れ合っていただける親子を募集します。  
**対象** 実施月に首が据わっていない、歩く前までの子ども(3か月〜10か月ごろ)とその親  
**日時** 11月4日(水)午前10時45分〜11時30分・午前11時35分〜午後0時20分  
**場所** 四小  
 ※実施時間の20分前に集合してください。  
**申込み** 電話でNPO法人ウイズアイ ☎ 452・9765へ